

令和 04年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：飯能市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	84.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	86.5 %
全職員	63.1 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	88.9 %
本庁課長相当職	94.8 %
本庁課長補佐相当職	96.6 %
本庁係長相当職	94.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.8 %
31～35年	89.3 %
26～30年	88.5 %
21～25年	87.2 %
16～20年	91 %
11～15年	88.9 %
6～10年	90 %
1～5年	85.7 %

【説明欄】

1 全職員に係る情報 常勤職員のうち、扶養手当を受給している職員の88.7%は男性。全職員は常勤職員及び会計年度任用職員により構成。常勤職員は男性職員が多く、会計年度任用職員は女性職員の任用が多い。相対的に会計年度任用職員の給与単価が低いことから、男女の給与の差異に影響を及ぼしている。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報
(2) 勤続年数別 女性職員に比べ、男性職員に前職を有している割合が高く、給与を決定する際に経験年数を加算することから、男女の給与の差異に影響を及ぼしている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。